

湯河原ロータリークラブ



WEEKLY REPORT

世界へのプレゼント
になろう

第 2610回 例会
平成27年11月27日(金)
天候 晴れ
合唱 我らの生業
四つのテスト

会長 佐藤 泰文

幹事 山本 明峰

事務所 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上 566 湯河原温泉観光協会内
TEL 0465(64)1234 FAX 0465(63)1716

例会場 静岡県熱海市泉 107 ニューウェルシティ湯河原

TEL 0465(63)3721 FAX 0465(63)6401

例会日 毎週金曜日 12:30~13:30

会長挨拶

地区会長幹事会での報告

- 「新会員の集い」入会5年程度の会員を対象に、2月12日1泊2日で研修会をします。短期間で委員長・幹事・会長をしなければならない事情のあるクラブもあり、研修とともに親睦を重視して、ロータリーを楽しむためにはどうすれば良いのか、特に自クラブへの関心をより高めるにはという目的で行います。
- 「エンドポリオ・箱根応援キャンペーン」は、IM当日、午前10時より箱根湯本駅近辺で行う予定で、各クラブ7名の動員要請がありました。
- IMのスローガン「我がクラブの未来を語ろう」で5年後、10年後、我がクラブはどんな在り方でいきたいか、と言うことで発表があります。
- 国際ロータリーソウル大会は5月25日出発の3泊4日で、当クラブは6名の参加で申し込みました。申込金は11月30日締め切りです。大会登録料(\$310)は、12月の理事会で負担額の審議をさせていただきます。まだ余裕がありますので、参加を希望される方はお申し出下さい。

報告は以上です。

幹事報告

ガバナーより

- 12月のロータリーレート 1ドル120円
小田原青年会議所より

- 賀詞交歓会のご案内

日時：1月5日(火) 17時30分～

場所：湯本富士屋ホテル

登録料：6,000円

回答期限：12月12日(土)

箱根ロータリークラブより

- 例会のご案内を送らせて頂きます。是非、会員様のお越しをお待ち申し上げております。

連絡事項

- 12月の例会は、4日、11日、18日、25日の通常例会です。今年は、25日の例会の時にクリスマスケーキをお配りしますので欠席しないようお願い致します。

スマイルBOX

夫人誕生日 杉山茂久君(由佑子様・11/20)

杉山茂久君 もみじの茶会も無事に終わりました。

石川博君 11月17日に行われた納税表彰式において「小田原税務署長表彰」を受章しました。

出席報告	ゲスト 0名	ビジター 0名	会員 23名
	欠席 5(免除者 0名)		出席率 78.26%
	前回の修正出席率 86.36%		前々回の修正出席率 86.96%

事前メイクアップ 1名

湯河原でハロウィン大会のチラシを見ましたら、湯河原RCとライオンズクラブと広告が載っていました。ライオンズの箇所に We Serve と書いてあったのを覚えている方もいたと思います。ライオンズクラブの事は分かりませんがロータリークラブでは I Serve と教わってきましたからライオンズクラブとの違いはこのこともその一つだと思います。

ロータリーの奉仕活動について基本的な行動基準は決議23-34に決められています。この23-34について詳しく解説されているのが第2680地区PG 田中 毅氏の決議23-34の徹底的解析です。以下がその要約です。

決議23-34 について

ロータリーに於ける奉仕活動の考え方は決議23-34（1923年の規定審議会で可決された34番目の決議）だと言われています。

決議23-34はロータリーの奉仕理念（奉仕の理想）を確定した唯一の文章であることです。奉仕理念について触れているのは決議23-34だけです。決議23-34の第1条には「ロータリーは基本的には一つの人生哲学であり、それは利己的な欲求と義務及びこれに伴う他人のために奉仕したいという感情とのあいだに常に存在する矛盾を和らげようとするものである。この哲学は“超我の奉仕”（Service above self）という奉仕哲学であり“最もよく奉仕する者最も多く報いられる”（He profits most who serves best）という実践理論の原則に基づくものである」と記載されています。

ロータリーには二つの奉仕理念があります。一つは他人の事を思いやり他人の為につくそうという国際社会を含んだ対社会的奉仕活動に関する理念であり、私たちはこれを「超我の奉仕」というモットーで現わしています。もう一つは科学的かつ道徳的な経営方針によって自分の事業や同業者の事業の発展を図ると共に、業界全体のモラルを高めて行こうという職業奉仕の理念であり私たちはこれを「最もよく奉仕する者最も多く報いられる」というモットーで表しています。ロータリーにとって最も大切なこの二つの奉仕の理念を定義している唯一の文章がこの決議23-34です。

二番目に大事なポイントは決議23-34がロータリーの活動の指針であり、全ての活動をコントロールする規範となっている事です。21世紀はボーダレス社会ですから地球全体に広がっていきます。その意味からも決議23-34は今後のロータリーの全ての活動に適用される極めて重要な文です。

三番目に大事なことは、ロータリーは実践哲学であり、徒に理屈をこねるだけではなく、客観的な奉仕活動を実践する必要があるということです。ロータリアンには受益者のニーズに適応した奉仕活動を実践する責務が課せられています。例えば安全な食品を口にしたいというニーズがあれば、ロータリアンは安全な食品を提供できるように、職業奉仕の実践活動を展開しなければなりません。貧困や疫病から逃れたいというニーズがあれば、ロータリアンはその分野における人道的奉仕活動を実践しなければならないのです。このようにロータリーの哲学は実践哲学であり、奉仕理念を奉仕活動の実践に移さなければ無意味であることを忘れてはなりません。

四番目に大事なことはロータリーの奉仕活動は個人奉仕を原則としながらも、クラブの団体奉仕も認めている点です。奉仕活動の実践は個人活動を原則としながらも、サンプルとして行うクラブの団体奉仕も認められています。

以上が決議23-34の要約です。詳しくは「社会奉仕 決議23-34の徹底的解析 田中毅 源流の会」をパソコンから検索して下さい。